

部会の設置について（案）

【協議事項】 平成 30 年 7 月の医療法改正により、地域医療対策協議会の機能強化や会議体の一本化の方針が示されたことから、群馬県保健医療対策協議会設置要項第 6 条第 1 項の規定に基づき、同協議会に**へき地医療対策部会**、**地域医療支援センター運営部会**を設置する。

（１）へき地医療対策部会

設置根拠	へき地保健医療対策等実施要綱（H13.5.16 医政発第 529 号）
経緯	平成 15 年度～ 群馬県へき地医療対策協議会 平成 25 年度～ 群馬県地域医療連携協議会へき地医療対策部会 平成 30 年度～ 群馬県保健医療対策協議会へき地医療対策部会（案）
協議事項	(1) へき地医療支援計画に関すること (2) その他へき地における医師確保、医療提供体制の充実に関すること
委員	15 名以内（へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、医師会等）

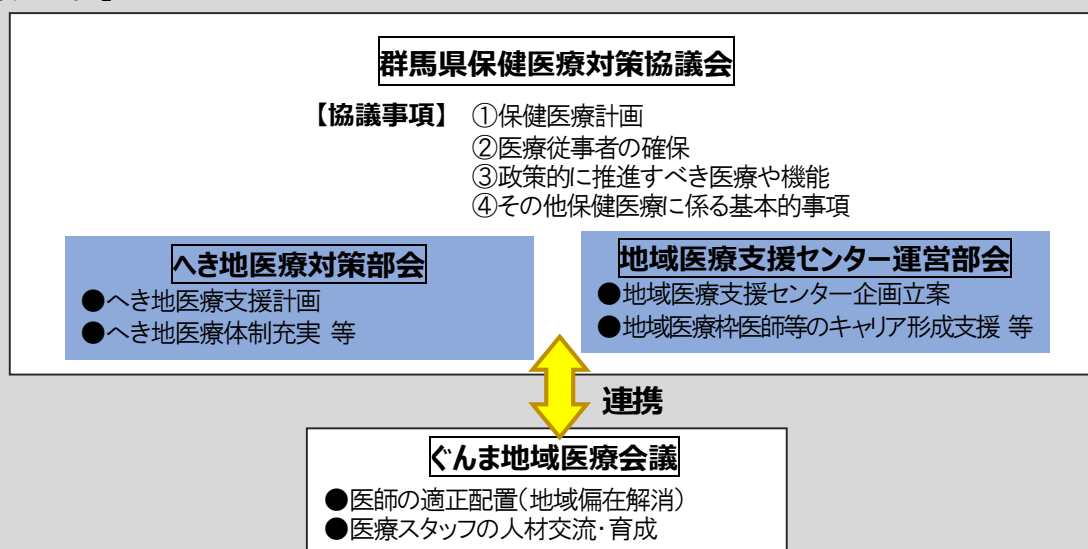
（２）地域医療支援センター運営部会

設置根拠	地域医療対策事業実施要綱（H21.3.27 医政発第 0327039 号）
経緯	平成 25 年度～ 群馬県地域医療連携協議会地域医療支援センター運営部会 平成 30 年度～ 群馬県保健医療対策協議会地域医療支援センター運営部会（案）
協議事項	(1) 地域医療支援センター運営の企画・立案に関すること (2) 地域医療枠等若手医師のキャリアパス作成・管理に関すること (3) 医師のキャリア形成支援に関わる関係機関の連携に関すること (4) その他前条の目的を達するために必要な施策に関すること
委員	人数制限なし（群馬大学、医師会、市中病院）

※地域医療支援センター：若手医師のキャリア形成と一体的に総合的な医師確保対策を実施

※県内医師の適正配置を含めた医師等の人材交流・育成に取り組む**ぐんま地域医療会議**と連携して運営

【イメージ】



■群馬県へき地医療対策部会 委員名簿（計14名）

（平成30年度）

所属	職名	氏名	備考
（公社）群馬県医師会	理事	清宮 和之	
群馬大学医学部附属病院	病院長	田村 遵一	
西吾妻福祉病院（へき地医療拠点病院）	名誉病院長	折茂賢一郎	
独立行政法人国立病院機構沼田病院 （へき地医療拠点病院）	院長	前村 道生	
沼田脳神経外科循環器科病院 （へき地医療拠点病院）	院長	赤尾 法彦	
（公社）群馬県歯科医師会	常務理事	黒田 真右	
群馬県へき地医療支援機構	担当医師	三ツ木 禎尚	
上野村	保健福祉課長	土屋 雅彦	
神流町	保健福祉課長	黒澤 英丹	
中之条町	保健環境課長	唐澤 伸子	
長野原町	町民生活課長	野口 純一	
東吾妻町	町民課長	片貝 将美	
利根沼田広域市町村圏振興整備組合	事務局長	倉科 敦	
群馬県健康福祉部医務課	医師確保対策室長	高橋 淳	

■群馬県地域医療支援センター運営部会 委員名簿（計10名）

（平成30年度）

所属	職名	氏名	備考
群馬大学医学部附属病院	地域医療研究・教育センター長	村上 正巳	
	地域医療研究・教育センター講師	羽鳥 麗子	専任医師
	地域医療研究・教育センター助教	土岐 明子	専任医師
（公社）群馬県医師会	理事	猿木 和久	
前橋赤十字病院	副院長兼教育研修推進室長	丹下 正一	
伊勢崎市民病院	副院長	小林 裕幸	
桐生厚生総合病院	副院長	高橋 満弘	
公立富岡総合病院	副院長	飯塚 邦彦	
西吾妻福祉病院	管理者兼病院長	三ツ木 禎尚	
群馬県健康福祉部医務課	医師確保対策室長	高橋 淳	

参考1 医療法（昭和23年法律第205号）

第30条の23 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する次項に関し必要な施策を定めるとともに、同項各号に掲げる医師の確保を図るために必要な事項について協議を行い、当該施策及び当該協議が整った事項について、公表しなければならない。

（一～八 略）

2 前項の規定により**地域医療対策協議会において協議を行う事項**は、次に掲げる事項とする。

一 **医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項**

二 **医師が不足している地域への医師の派遣に関する事項**

三 第一号に規定する計画に基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

四 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項

五 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項（H31.4施行）

六 医師法の規定によりその権限に属させられた事項

七 その他医師の確保を図るために必要な事項

※下線部は医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）における改正事項

参考2 「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行について

（平成30年7月25日付け医政発0725第13号厚生労働省医政局長通知）

第2 医療法の一部改正関係

2 地域医療対策協議会の機能強化並びに地域医療支援事務及び医療勤務環境改善支援事務の見直しに関する事項

(3) 医師確保に関する他の会議体の取扱い（イ略）

ア 現在、都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体（**へき地保健医療対策に関する協議会**、**専門医制度に関する都道府県協議会**、**地域医療支援センター運営協議会**等）は、**速やかに地域医療対策協議会に一本化すること**。ただし、平成30年度中は、一本化に向けた移行期間として、これらの会議体が存続していて差し支えないものとする。

ウ 例外として、（中略）医師確保に関する協議運営の効率化という今回の改正の趣旨を十分に踏まえた上で、なお**既存の他の協議会の機能を、ワーキンググループとして存続させる特別の必要がある場合には、そのような取扱いを認めること**。その際、親会議である地域医療対策協議会とワーキンググループとで、同一の内容について重複して協議したり、両者の構成員が重複していたりといった非効率な運営が行われることのないよう十分留意し、また、ワーキンググループにおける議論の結果をもって最終決定とすることは認められず、必ず、地域医療対策協議会において最終決定を行うこととする。

エ ワーキンググループを設置した場合は、国に対して報告すること。なお、国において、地域医療対策協議会及びワーキンググループの運営状況等についてのフォローアップを行うこととしている。